

『通典』職官典叙述小考

——太僕卿条を手掛かりとして——

小野 響

はじめに

周知の通り、唐の杜佑の手に成る『通典』とは、太古から―若干の例外はあるが―唐の玄宗朝までに亘る諸制度の沿革を記した著作である。『通典』は代宗の大暦年間（七六六―七七九年）にほぼ完成し、徳宗の貞元十七（八〇一）年に上献された^①とされ、同時代的に高評価を得て唐代の知識人の間に広まった^②ともされる。また、特に唐代に関する叙述が、同時代史料を多く用いた史料的価値の高いもの^③と言われる。しかし、史料的価値の低いと言われる『通典』の唐代に関する叙述には、複雑な叙述過程も存在した。それを明らかにした研究の一つが、石野智大氏によるものである。

石野氏は、『通典』卷三十三、職官典十五、郷官条の唐代における記述の史料来源を分析し、同条が法制史料を杜佑が加工したものと唐代前期の史料とを混ぜ合わせて作られたものであったと論じている。具体的に言うと、『通典』の郷里組織に関する記事は、「開元二五年戸令に基づきながら、唐令中の一部の文言の順序を並び替え、その後唐

令にない郷への耆老設置の記事を組み込み、最後に天宝一二載もしくは一三載の勅文を踏まえて、『亦曰父老』の四字を追記したものである^④とされる。ここから、『通典』における複雑な叙述過程の存在が見て取れよう。そして、石野氏はその考察結果に基づき、郷官条については、唐代の記事を一律に扱う事ができず、背後に存在する典拠史料の年代や性格を考慮する必要性を指摘している^⑤。

斯様に『通典』の叙述に関する検討を加えた研究は、石野氏のみではない^⑥。例えば、曾貽芬氏は、『通典』食貨典と歴代正史食貨志を比較し、土地問題等について『通典』では歴代正史より増補が見られ、そこに杜佑の思想が影響していると指摘している^⑦。また、李錦繡氏は、『通典』において先行史料がどのようにに取捨選択されているのかという点から分析を行い、『通典』边防典の西戎部分が杜佑の辺境防衛思想を強く反映させて叙述されている事を論じている^⑧。

これらの諸研究は、『通典』の叙述において、杜佑の思想を強く反映した叙述や、杜佑による叙述の加工がある事を明らかにしてきたものと言って良い。しかし、その一方で、これらは、それぞれの著者の研

究上の問題関心に沿って『通典』に史料批判を加えているものとも言える。換言すれば、『通典』の史料としての性格について、踏み込んだ検討を展開する性格を持つとは言い難い面がある。とは言え、『通典』が唐代史研究における重要史料であるならば、『通典』そのものの持つ史料としての性格が如何なるものであったのかという点は、明らかにされねばならないだろう。⁸⁾ 本稿は、かかる観点から、『通典』全体への史料批判的検討を見据えた研究を展開する事を目的とするものである。

ただ、『通典』は全二百巻もある大部な書物であるため、その全てを一つの論文で分析しきる事は困難である。そこで本稿では、『通典』の史料的性格を検討する端緒として、職官典における太僕卿条の唐代に関連する部分を取り上げ、その叙述に分析を加えていきたい。唐代の部分を取り上げる事は、『通典』が特に唐代の内容において高い史料的価値を指摘されている点から見ても、必要な作業であろう。では、何故、その中でも職官典の太僕卿条なのかと言えば、以下のような理由がある。即ち、唐代における太僕寺は、馬政という重要な部門を担当する官署であった。馬は前近代における最強の陸上軍事戦力たる騎馬兵を組織するために不可欠な動物であり、その管理が国家の重要事であるの言うまでもない。そうであるにも拘らず、本稿で示すように、『通典』職官典は馬政―就中『通典』が主たる叙述対象とする唐前半期における馬政の中心的制度である監牧制―について、詳細な叙述をしないのである。この点に『通典』の叙述の性格を考える手掛かりがあると考えたため、太僕卿条を検討の対象として取り上げた。

まず、本稿が分析の対象とする『通典』巻二十五、職官典七、太僕卿条の唐代部分⁹⁾を示しておこう。

- ① 大唐龍朔二年、改太僕爲司馭、咸亨初復舊。光宅元年改爲司僕、神龍初復舊。
 - ② 卿一人、掌馭五輅。
 - ③ 少卿本一員、景雲元年加一員、領乘黃・典廄・典牧・車府等四署、署各有令。
 - ④ 天下監牧置八使・五十六監。
 - ⑤ 「貞觀初、僅有牧牝三千匹、從赤岸澤徙之隴右。十五年、始令太僕卿張萬歲勾當群牧。至麟德四十年間、馬至七十萬六千匹。置八使、領六監、初置四十八監、跨蘭・渭・秦・原四州之地。猶爲隘狹、更析八監、布於河曲。其時天下以一縑易一馬。儀鳳三年、少卿李思文檢校隴右諸牧監、方稱使。爾後或戎狄外侵、或牧圉乖散、泊乎垂拱、潛耗太半。開元初、牧馬二十四萬匹、十年、加至四十五萬匹。初有牛三萬五千頭、是年、有五萬頭。初有羊十一萬二千口、是年、有二十萬六千口、盛於垂拱。」
- ① 大唐、龍朔二（六六二）年、太僕を改めて司馭と爲し、咸亨の初に舊に復す。光宅元（六八四）年、改めて司僕と爲し、神龍の初に舊に復す。
- ② 卿、一人、馭五輅を掌る。
- ③ 少卿、本は一員、景雲元（七一〇）年に一員を加え、乘黃・典廄・典牧・車府等の四署を領し、署は各々令有り。

④ 天下の監牧、八使・五十六監を置く。

⑤ 「貞觀の初、僅に牧牝三千匹有り、赤岸澤より之を隴右に徙す。十五（六四一）年、始めて太僕卿の張萬歳をして群牧を勾當せしむ。麟徳に至るまでの四十年間、馬、七十萬六千匹に至る。八使を置き、六監を領せしめ、初め四十八監を置き、蘭・渭・秦・原四州に地に跨る。猶お隘狹を爲せば、更めて八監を析き、河曲に布す。其の時の天下、一縑を以て一馬に易う。儀鳳三（六七八）年、少卿の李思文、隴右の諸牧監を檢校するに、方めて使と稱す。爾後、或いは戎狄、外侵し、或いは牧圉、乖散し、垂拱に洎んで、潛耗すること太半。開元の初、牧馬二十四萬匹、十三（七二五）年、加えて四十五萬匹に至る。初め牛三萬五千頭有り、是の年、五萬頭有り。初め羊十一萬二千口有り、是の年、二十萬六千口有り、垂拱より盛んなり。」

右の史料が、大凡如何なる内容を記しているのかを番号に即して整理すると、以下の如くである。

- ① 唐歴代の官署の名称変更を跡付ける。
- ② 太僕卿の定員とその職掌の説明。
- ③ 太常少卿の定員の変動と、その管轄の説明。
- ④ 太僕寺が管理する監牧の数の提示。
- ⑤ 注釈による補足説明。なお、その多くが張説「大唐開元十三年隴右監牧頌徳碑」と一致する。

紙幅の都合もあって、全てに詳細な検討を加える事は難しい。そこで、本稿は特に③と④とに焦点を絞って考察を行いたい。なんとすれば、この二か所において特に特徴的な叙述が行われていると思われるからである。以下、それぞれ章を分けて、考察を加えていこう。

一、③「少卿本一員、景雲元年加一員」について

前掲『通典』③において、太僕少卿の定員は、「少卿本一員、景雲元年加一員」とやや迂遠な書き方がされている。では、これが『通典』職官典に共通する書き方なのかと言えば、決してそうではない。太僕寺を含めた九寺の少卿について、『通典』及び『大唐六典』、『唐会要』における定員数の増減を一覧にしたものが、次頁の【唐九寺少卿の定員増減比較表】である。

ここから明らかなように、「少卿本一員、景雲元年加一員」とは『通典』に共通した書き方ではない。その一方で、太僕のみが例外という訳でもない。『通典』の九寺少卿の定員数の書き方の違いを整理すると左の三パターンに分かれよう。

- a. 本文で定員数変更の沿革を示す《太僕・鴻臚》
 - b. 注で定員数変更の沿革を示す《太常・衛尉・宗正・大理・太府》
 - c. 定員数変更の沿革を記さない《光祿・司農》
- 一見して、その叙述の形式が統一されていない事が分かる。ここから、杜佑が九寺の少卿の定員数を統一的な形式で叙述しようとはし、少なくとも積極的にはしなかつた事が推知されよう。ただ、『通典』卷

【唐九寺少卿の定員数増減比較表】

寺名	『通典』本文	『通典』注	『大唐六典』本文	『大唐六典』注	『唐会要』
太常	少卿二人、通判。(卷二十五)	餘寺少卿職並同。太常少卿一人、神龍中加一員。	少卿二人、正四品上。(卷十四)	皇朝武德中、置一人。貞觀中、加置二人。	神龍元(七〇五)年七月三十日、加一員、徐彥伯爲之。(卷六十五)
光祿	少卿二人。(卷二十五)		少卿二人、從四品上。(卷十五)	皇朝置一人、貞觀中、加置二人。	本一員。景龍二(七〇八)年十一月四日、加一員、以劉正爲之。(卷六十五)
衛尉	少卿二人。(卷二十五)	初、少卿一人、太極元(七二二)年、加一人。	少卿二人、從四品上。(卷十六)	貞觀中置二人。	本一員。景雲二(七二二)年十一月四日、加一員、以傅忠孝爲之。(卷六十五)
宗正	少卿二人。(卷二十五)	初、少卿一人、太極元(七二二)年加置一人。	少卿二人、從四品上。(卷十六)		本一員。景雲二(七二二)年十一月四日、加一員、以姜晞爲之。(卷六十五)
太僕	少卿本一員、景雲元(七一〇)年加一員。(卷二十五)		少卿二人、從四品上。(卷十七)	隋加至二員、煬帝降爲從四品上、皇朝因之。	景雲元(七一〇)年八月、加一員、韓思復爲之。(卷六十六)
大理	少卿二人。(卷二十五)	永徽六(六五五)年、初置少卿一人。神龍元(七〇五)年、又加一員。	少卿二人、從四品上。(卷十八)	皇朝置二人。	本一員。永徽六(六五五)年八月十二日、初置。神龍元(七〇五)年、加一員、以侯善業爲之。(卷六十六)
鴻臚	少卿本一員、景雲二(七二二)年加一員。(卷二十六)		少卿二人、從四品上。(卷十八)	皇朝武德中置一人、貞觀中加置二人。	本一員。景雲二(七二二)年十一月四日、加一員。以劉興爲之。(卷六十六)
司農	少卿二人。(卷二十六)		少卿二人、從四品上。(卷十九)		武德初四員。貞觀二(六二八)年減兩員。(卷六十六)
太府	少卿二人。(卷二十六)	龍朔元(六六二)年、置少卿二人、分監兩都事。太極元(七二二)年、又加一人。	少卿二人、從四品上。(卷二十)	隋煬帝加至三人、降爲從四品。皇朝減一人、貞觀中復置二人。	武德初、置二人。貞觀元(六二七)年、省兩員。龍朔二(六六二)年正月十五日、加一員、以韋思齊爲之。太極元(七二二)年十二月十八日、又加一員、分爲兩京檢校。以崔謬爲之。(卷六十六)

二十五、職官典七、総論諸卿「少卿附」に、

大唐九寺與北齊同。卿各一人、少卿各二人、丞以下有差。

大唐九寺、北齊と同じ。卿、各々一人、少卿、各々二人、丞以下、差有り。

とあるから、九寺の少卿が定員二名である事は杜佑も知っていたはずである。そうであれば、かかる不統一な叙述形式は、杜佑に基づいた史料に拠るものだと、差し当たり考えておくべきだろう。つまり、杜佑は先行史料の内容を『通典』に取り込む際に、統一的な表現になるように調整しようとは必ずしもしていない（≪先行史料が比較的元来の形を留めて取り込まれている≫と推測されるのである）。

これは『通典』の史料としての性格を考える際に、手掛かりとなる点なのではあるまいか。要するに、現在の歴史研究者が対応する先行史料の条文を直接見出す事が不可能であれども、『通典』には複数の先行史料が比較的に元の姿を保ったまま使用されている事を予測出来るのである。そののみならず、先行史料を杜佑が如何に『通典』に採録しているのか、言わば『通典』の叙述方針の如きものを推定する手掛かりをも提供するだろう。かかる意味において、『通典』の先行史料に対する態度は、『通典』研究において極めて注目に値する問題となる。

次に、『通典』の少卿定員数の変遷を他の史料と比較してみると、必ずしも常に一致する訳ではない事に気づく。例えば、『唐九寺少卿の定員数増減比較表』に基づいて太常少卿の定員数の変遷を整理すると、当

初定員一名であったのは大凡共通であるが、『大唐六典』は貞観年間（六二七―六四九年）に定員が二名になったとする一方、『通典』は神龍年間（七〇五―七〇七年）に、『唐会要』は神龍元（七〇五）年七月三十日に、それぞれ定員二名になったと言う。加えて、『旧唐書』卷四十二、職官志一には、

神龍元年二月、臺閣官名、並依永淳已前故事。廢左右司員外郎、左右千牛衛各置大將軍一員。東都置太廟官吏、增置太常・大理少卿各一員。

神龍元（七〇五）年二月、臺閣の官名、並な永淳已前の故事に依る。左右司員外郎を廢し、左右千牛衛、各々大將軍一員を置く。東都、太廟官吏を置き、太常・大理少卿各々一員を増置す。とあって、日付こそ『唐会要』と合わないものの、やはり神龍年間に於ける太常少卿の増員が伝えられる。

ただ、『大唐六典』と『通典』・『唐会要』・『旧唐書』の太常少卿定員増加時期の食い違いは、必ずしも相互排他的なものではない。なんとすれば、記録に見えない定員の増減があった可能性もあるからである。例えば、右に見た太常少卿について言えば、貞観年間と神龍年間との頃に、定員が二名（以上）であったと思しい時期がある。郁賢皓・胡可先両氏の考証によると、太常少卿の就任者とその時期として、

永徽元（六五〇）年―同三（六五二）年 令狐德棻

永徽二(六五二)年―顯慶三(六五八)年 韋琨
顯慶元(六五六)年 于立政

が復元されている。これに基づくと永徽二年から三年(令狐德棻と韋琨)、及び顯慶元年(韋琨と于立政)には太常少卿が二名いたようである。そうであれば、記録には見られないものの、顯慶と神龍の間で、太常少卿の定員が一名減らされた可能性があるだろう。¹²⁾

斯く記録として確認できない定員数の増減が想定され、且つ前掲cパターン(の如く『大唐六典』や『唐会要』)によって確認できる定員数の増減を『通典』が記していない場合があるのであれば、『通典』は九寺少卿の定員数増減の全てを網羅している訳ではない事になる。『通典』は、官僚の数に特に関心を持ち、歴代の百官志の類によって各王朝の官僚の総数を独自に算出しているとされるが、以上の指摘を踏まえば、その関心は静的な官僚数に向けられていて、官僚数の変遷の網羅的把握には必ずしも向けられていない可能性があると言えよう。つまり、杜佑が関心を向けていた「官僚の数」とは、「ある特定時点における官僚の数」である可能性が浮上するのであって、これは『通典』の史料としての性格を分析するにおいて示唆を持つだろう。なんとすれば、『通典』が何処に重点を置いていたのかを想定する手掛かりになり得るからである。

本章では、前掲『通典』³⁾の検討を行った。その結果、杜佑が先行史料を『通典』に取り込む際に、内容を整理して叙述形式の統一を積極的には行っていない事、そして従来杜佑の関心が向けられてい

たとわれた「官僚の数」とは、厳密には「ある特定時点における官僚の数」である可能性のある事、の二点が明らかとなった。これらの点は『通典』の史料としての性格を考える手掛かりを提供するものとなる。とは言え、かかる問題への研究の展開は、『通典』全体を見据える必要があるため、本稿では十分に展開する事が出来ない。これらに関する研究の展開は今後の課題として置いておき、次は前掲『通典』⁴⁾の叙述について、章を改めて分析を加えてみよう。

二、⁴⁾「天下監牧置八使・五十六監」について

前掲『通典』⁴⁾には、「天下監牧置八使・五十六監」とあって、唐の監牧に八使と五十六監が設置された事を伝えている。監牧とは唐における国营馬場であるが、この「八使・五十六監」とは、唐のどの時点の事を伝えたものなのであろうか。前掲『通典』⁵⁾では注釈として開元年間の事までが叙述され、また『通典』がしばしば開元二十五年令を引用している事から、漫然と読むと「八使・五十六監」も開元の制度のように思われなくもない。しかし、どうもそうではなさそうである。

まず、八使について見てみよう。この八使について、寧志新氏は東使・南使・西使・北使・東宮使・塩州使・嵐州使に更にもう一つ不明な使があつて、総計八使だと言う。¹⁶⁾ここで寧氏が列挙する使とは監牧使であり、これは文字通り監牧を管理する使職であつて、同系統の使職としては群牧使もある。¹⁷⁾ただ、杜佑に基づいた可能性もある張説

「大唐開元十三年隴右監牧頌德碑」（出典は前掲注(10)参照）を見てみると、

大唐接周・隋亂離之後、承天下征戰之弊、鳩括殘燼、僅得牝牡三千。從赤岸澤徙之隴右、始命太僕張萬歲葺其政焉。而奕代載德、纂修其緒、肇自貞觀、成於麟德。四十年間、馬至七十萬六千匹、置八使以董之、設四十八監以掌之。……更析八監、布於河曲豐曠之野、乃能容之。……垂拱之後、二十餘年、潛耗大半、所存蓋寡。

大唐、周・隋亂離の後に接し、天下征戰の弊を承ければ、殘燼を鳩括するも、僅に牝牡三千を得るのみ。赤岸澤徙り之を隴右に徙し、始めて太僕の張萬歲に命じて其の政を葺わしむ。而して奕代に德を載い、其の緒を纂修し、貞觀より肇まり、麟德に成る。四十年間、馬、七十萬六千匹に至り、八使を置き以て之を董し、四十八監を設けて以て之を掌る。……更めて八監を析き、河曲豐曠の野に布き、乃ち能く之を容る。……垂拱の後、二十餘年、潛耗すること大半、存する所蓋寡たり。

とあって、八使の設置は麟德年間（六四四―六四五年）の事と思われる。では、その後の唐朝において八使が固定であったかという点、決してそうではない。既に馬俊民・王世平両氏によって、麟德までに八使、開元十三（七二五）年以前に五使、天寶十二（七五三）載に四使、と時代による使数の変遷の存した事が明らかにされている。¹⁸⁾ 要するに、「八使」とは麟德までの時点における制度なのである。

では、「五十六監」はどうであろうか。前掲張説「大唐開元十三年隴右監牧頌德碑」に拠ると、麟德年間ごろに「八使・四十八監」が置かれ、その後、垂拱年間（六八五―六八八年）以前に八監が追加されたようである。四十八に八を合計すれば五十六監となる。そして、垂拱以後、唐の馬は大きく損耗を被ったとされる。¹⁹⁾ よって、垂拱以前において、監牧数が五十六であった時期があったのは疑いない。

一方、斯く唐の保有する馬数に変化があった中、監牧数が五十六で固定された事があり得るだろうか。私見では、それは想定し難いように思われる。この点を考えてみるため、監牧数に関する『通典』以外の史料を幾つか見えてみよう。まず、『大唐六典』卷五、尚書兵部、駕部郎中条に、

而監牧六十有五焉、皆分使而統之。「南使十五監、西使十六監、北使七監、東使九監、鹽州使八監、嵐州使三監、則廐牧及諸司馬・牛・雜畜各隸於籍帳、以時受而藏之。」若畜養之宜、孳生之數、皆載於太僕之職。

而して監牧六十有五、皆な使に分ちて之を統ぶ。「南使十五監、西使十六監、北使七監、東使九監、鹽州使八監、嵐州使三監、則廐牧及び諸司馬・牛・雜畜各々籍帳に隸かしめ、時を以て受けて之を藏す。」畜養の宜、孳生の數の若きは、皆な太僕の職に載す。

とある。『大唐六典』は基本的に開元の制度を記しているのだから、畢

竟、開元の頃の監牧数は六十五であったのだらう⁽²⁰⁾。それに対して天宝年間の監牧数が確認できるのが、『元和郡県圖志』である。同書卷二、関内道三、原州条には、

監牧、貞觀中自京師東赤岸澤移馬牧於秦・渭二州之北、會州之南、蘭州狄道縣之西、置監牧使以掌其事。仍以原州刺史爲都監牧使、以管四使。南使在原州西南一百八十里、西使在臨洮軍西二百二十里、北使寄理原州城内、東宮使寄理原州城内。天寶中、諸使共有五十監。南使管十八監、西使管十六監、北使管七監、東宮使管九監。監牧地、東西約六百里、南北約四百里。天寶十二年、諸監見在馬總三十一萬九千三百八十七匹、内一十三萬三千五百九十八匹課馬。

監牧、貞觀中、京師の東の赤岸澤より馬牧を秦・渭二州の北、會州之南、蘭州狄道縣の西に移し、監牧使を置きて以て其の事を掌らしむ。仍りて以て原州刺史もて都監牧使と爲し、以て四使を管せしむ。南使、原州の西南一百八十里に在り、西使、臨洮軍の西二百二十里に在り、北使、原州城内に寄理す、東宮使、原州城内に寄理す。天寶中、諸使、共に五十監有り。南使、十八監を管し、西使、十六監を管し、北使、七監を管し、東宮使、九監を管す。監牧地、東西約六百里、南北約四百里。天寶十二(七五三)年、諸監見在の馬、總べて三十一萬九千三百八十七匹、内一十三萬三千五百九十八匹の課馬あり。

とあって、天宝年間に五十監があったと記されている。斯くて麟徳以来、監牧の数は(恐らくは馬の数と連動しつつ)変遷してきていると見るのが自然であろう。

李錦繡氏は、『大唐六典』に見える六十五監を太僕寺の五十六監と東宮の九監の総計であるとし、『通典』の叙述と『大唐六典』の叙述との整合的解釈を試みている⁽²¹⁾。しかし、馬の数が変動しているのに、麟徳以来開元まで監牧の数が不変であった事が想定し難いのは既に述べた通りである。そうであれば、唐長孺氏の提出した、貞觀の頃に四十七乃至五十監、開元の頃に六十五監という監牧数の変動する見解は唐氏は仮説であると断つてはいるものの――支持すべきものと言えるだらう⁽²²⁾。また、既に見た如く、「八使」の設置は開元年間の事とは思われないため、「五十六監」を無理に開元の制度に合わせる必要もない。故に李錦繡氏の見解は、確かに数字の上では整合的であるものの、積極的に支持する必然性はないように思われる。よって、「五十六監」が史料から確認できるのは、垂拱以前であると解する方が穩当であらう。この解釈が、「八使」の存在したのであるう時期と合致する点は重視したい。即ち、「八使」も「五十六監」も麟徳以後・垂拱以前の制度だと推知されるのである。

以上を要するに、前掲『通典』④に見えた「天下監牧置八使・五十六監」とは、唐の中でも麟徳から垂拱にかけての頃の事であったと考えられる。そうであれば、官署名の変遷や馬や監牧の数の歴史の変遷を列挙している前掲『通典』①⑤は兎も角として、②③が開元の事⁽²³⁾、④が麟徳から垂拱の事を記している事になる。従って、『通典』職官典

の太僕卿条の唐代の部分は、同じく唐代の事象とは言え、異なる時期の叙述が断りなく混在している事になる。言い換えれば、太僕卿条の情報は、徹底した考証に基づいて、特定の一時期に焦点を絞って、緻密に復元されたような性質のものではないのである。本稿の検討は、僅かに太僕寺条のみに過ぎないが、石野氏が時期の異なる内容の混在を『通典』職官典の郷里組織に関する箇所指摘している事⁽²⁴⁾とも考え併せると、『通典』職官典を参照して唐代の事象を復元するのは、これまでに以上に慎重な姿勢が要求されるだろう。

本章では、『通典』職官典の太僕卿条の叙述が、唐代のある一時点の内容を示しているのではなく、幾つかの時期に亘る叙述を混在させた内容を持つ事を明らかにした。更にここで注目したいのは、以下の問題である。即ち、本稿の冒頭でも述べた如く、馬政というのは国家の重要事であった。然るに何故、杜佑は馬政に関わる太僕寺について、精確な考証を加えないままに叙述したのだろうか。ここには、杜佑の『通典』叙述における特徴が含まれているのではあるまいか。そこで、章を改めて、この問題について検討を加えていきたい。

三、『通典』職官典の叙述における情報量の濃淡

第二章で見えてきたように、『通典』太僕卿条の叙述は、唐代の複数の時期の内容が混ぜられたものであった。即ち、『通典』太僕卿条の叙述した唐の監牧の数は、麟徳から垂拱の間の事であり、その後の変遷については言及がなかった。つまり、太僕卿条の叙述において、その情

報量は手薄なものと言わざるを得ない。では、かかる情報量の手薄さは、太僕卿に由来するものか、それとも太僕卿の職掌に由来するのだろうか。即ち、以上に述べてきた太僕卿条における情報量の手薄さが、太僕卿という職官そのものに由来して惹起されたのか、将又太僕の管轄する馬政に由来して惹起されたのかという問題である。これは、『通典』が特定の職官に対して情報量が手薄なのか、或いは特定の政治分野—この場合は馬政就中監牧制—に対してそうなのかを考える重要な手掛かりになるだろう。そこで、本章ではこの点について検討していきたい。これは『通典』の持つ情報量の偏りが、何に由来するのかわかりにくい事に繋がり、それは『通典』の持つ史料性格の一端を明らかにする事となるだろう。

そもそも太僕卿の職掌たる馬政は、太僕寺が専管したものではない。他に唐において馬政に関与していた官僚機構は、尚書兵部の駕部郎中と、殿中省の尚乘局とがある。そこで、『通典』におけるこれらの官僚機構に対する叙述を見ていこう。

まず、『通典』卷二十三、職官典五、尚書兵部、駕部郎中条を見てみると、本文は定員数しか記さず、注釈で職官の来歴及び関連する勅を引いているだけで、監牧について言及する箇所はない。職掌についても極めて簡単にしか言及しておらず、殆ど馬政に関する方法はないと言って良い。

次いで『通典』卷二十六、職官典八、殿中省、尚乘局奉御条を見ると、

自秦漢以來、其職皆在太僕。北齊太僕驛驢署、有奉乘十人、管十二閑馬。隋煬帝取之、置尚乘局、署奉御二人。大唐因之、增置奉御四人。龍朔二年、改爲奉駕大夫、咸亨元年復舊。〔尚乘奉御掌六閑馬、一曰飛黃閑、二曰吉良閑、三曰龍媒閑、四曰駒駘閑、五曰馱駘閑、六曰天苑閑。〕開元中減二人。先是別置閑廐使、因隸焉、猶屬殿中。〔武太后萬歲通天二年五月、置杖內閑廐、令殿中丞袁懷哲檢校。至聖曆二年、改爲少監閑廐使、自後他官相循爲之。〕

秦漢より以來、其の職、皆な太僕に在り。北齊の太僕驛驢署、奉乘十人有り、十二閑馬を管す。隋の煬帝、之を取り、尚乘局を置き、奉御二人を署す。大唐、之に因り、奉御四人を増置す。龍朔二（六六二）年、改めて奉駕大夫と爲し、咸亨元（六七〇）年、舊に復す。〔尚乘奉御、六閑馬を掌り、一に曰く飛黃閑、二に曰く吉良閑、三に曰く龍媒閑、四に曰く駒駘閑、五に曰く馱駘閑、六に曰く天苑閑。〕開元中、二人を減す。是より先、別に閑廐使を置き、因りて焉に隸し、猶お殿中に屬す。〔武太后の萬歲通天二（六九七）年五月、杖内閑廐を置き、殿中丞の袁懷哲をして檢校せしむ。聖曆二（六九九）年に至り、改めて少監閑廐使と爲し、自後、他官、相い循いて之と爲す。〕

とある。ここでも官員数や統御關係についての言及はあれども、監牧については述べられない。そして、監牧に関わる使職としては、右の尚乘局奉御条にも見える閑廐使等があるが、『通典』は使職について特別の条目を設けないため、閑廐使等についても右の尚乘局奉御条を除

けば『通典』内には目立った言及がない事になる。要するに、『通典』職官典における監牧に関する叙述は、僅かに太僕寺条の麟德から垂拱の間の事しか存在しないのである。即ち、『通典』職官典は、馬政―中監牧制―についての叙述自体が極めて少ないと結論できよう。

では、何故、かかる事態が惹起されたのであろうか。まず、安史の乱を境とする唐前半期と後半期における監牧の在り様の変化が、唐後半期の人である杜佑に影響した面があるように思われる。それと云うのも、安史の乱を境に吐蕃によって唐の有力牧地であった西北方面が制圧された事等のため馬不足が続いており、唐後半期において監牧制は崩壊したからである。²⁶⁾『唐会要』卷六十六、群牧使条を見ても、

暨至德後、西戎陷隴右、國馬盡沒、監牧使與七馬坊名額皆廢。
至德の後に暨び、西戎、隴右を陷とし、國馬、盡く沒し、監牧使と七馬坊との名額、皆な廢す。

とあって、凡そ至徳年間に監牧制は崩壊していたと言つて良い。そうであれば、天宝十三（七五四）載に出仕した杜佑²⁷⁾にとり、監牧制は身近な制度であったとは言ひ難いものであるだろう。或いは―推測でしかないが―かかる崩壊した監牧制の史料は集め難かつたという事情もあつたのだろうか。何れにせよ、『通典』において監牧制に関する情報量が極めて少ないのは、かかる杜佑の当時における監牧制の状況と無關係ではないのではなからうか。

しかし、そのみならず、杜佑本人も積極的に馬政に関する叙述を

行おうとはしていなかったと思しい。その手掛かりとなるのが、唐が馬の管理に用いた馬印について、『通典』に言及がない事である。馬印とその運用は、『大唐六典』中の関連官署にそれぞれ言及があり、他に『唐会要』や唐令等にも見られる制度であるが、諸史料の間に混乱も見られる。これについては林美希氏による考証があるので、それに拠って概観を示すと、以下の如くである。即ち、唐において監牧産の馬は、殿中省や駅伝等多くの仕事場が予定されていたが、仔馬の時期以来の幾度かの選別と、選別結果を馬印によって区別する事によって、馬の行き先が管理・運営された。⁽²⁸⁾

この馬印の制度は、唐における馬管理の重要な要素であった事は疑いない。その故もあって、『大唐六典』の中には馬印に関する説明がなされる。それに対して、『通典』において、この制度は一切語られない。『通典』は『大唐六典』も参照していたとされるから、畢竟、『大唐六典』に散見されるにも拘らず、杜佑が『通典』に採用していない事は、あまり杜佑が馬印に関心を寄せていなかった事を示しているのではあるまいか。何れにせよ、『通典』職官典が馬政に関する叙述に積極的ではなかった事は間違いないだろう。⁽²⁹⁾

そうであれば、『通典』職官典の叙述には、制度単位での情報量の濃淡が存在する事が予想される。即ち、杜佑を取り巻く環境であるとか、杜佑の『通典』執筆時点における関連史料の残り具合、将又杜佑本人のそれぞれの制度に関する関心の度合い等々理由は幾通りも考えられるが、それらが、『通典』職官典の叙述の情報量の濃淡に反映していると思しいのである。⁽³⁰⁾

本稿で述べた馬政に関して言えば、『大唐六典』に残る馬印関連の叙述は全て割愛されている等、『通典』職官典の馬政の叙述は手薄なものと思わざざるを得ない。これは『通典』職官典に対して、特徴的な性格を提供する事実と言えるだろう。杜佑は、唐前半期の馬政―就中監牧制―を徹底的に調査した上で、『通典』職官典に叙述しようとはしていないのである。そうであれば、『通典』職官典を史料として用いる場合、制度単位で叙述の情報量に偏りがある可能性を十分に留意しなくてはならないという事になるだろう。

かかる偏りが馬政の他に存在するの否か、これについては『通典』職官典全体を見据えた検討が必要となるだろう。その追及を行う紙幅は既に尽きているので、ここまで述べてきた本稿の内容を整理し、本稿の結びとしたい。

おわりに

本稿では、『通典』太僕卿条の叙述内容へ分析を加え、以下の二点の結論を得た。

一点目は、『通典』職官典の叙述の在り方に関わるものである。太僕少卿を含めた九寺少卿の定員数の叙述を見るに、杜佑が『通典』職官典の九寺少卿の定員数を記すにおいて、複数の先行史料が存在したと思われる。そして開元年間において九寺少卿の定員が二名であった事は疑いなく、『通典』の叙述から定員が二名であるという結論も導き出されるものの、『通典』では必ずしも「定員二」と直接に書かれず、「も

ともと定員一で、後に一名追加」という迂遠な表現が採られる場合もあった。これは杜佑が『通典』職官典の叙述について、先行史料を参照しながらも、それらを『通典』に取り込む際に叙述の形式の統一を図ろうという意識を殆ど持っていなかった事を示唆している。これは、『通典』の書物としての性格を考える際に、手掛かりの一つとなるだろう。

二点目は、『通典』職官典に記される情報量に、制度単位での濃淡が存在する可能性である。『通典』職官典内の監牧に関する叙述を見ると、それは唐の麟徳から垂拱にかけての制度であり、その後の変遷については殆ど触れる事がなかった。また、監牧と関連する尚書兵部の駕部郎中条や殿中省の尚乘局奉御条にも、監牧関連の情報も殆ど叙述されておらず、『通典』職官典は全体として、監牧制に関する叙述が手薄であった。この背景には、杜佑の当時において監牧制が崩壊していた事がまず想定される。ただ、『大唐六典』も言及する馬印制度が、『通典』において顧みられない事は、杜佑が馬政―就中監牧制―に、あまり強い関心を持っていなかった可能性を示唆する。理由はどうであれ、『通典』職官典には制度単位で情報量の濃淡があり、唐の制度の復元に十分な材料を提供しない場合もある事が予想される。

以上二点は、あくまでも『通典』職官典の一部の分析から導き出された結論である。そのため、『通典』全体の性格を考える際、本稿の分析対象が例外的な箇所なのか、そうでないのか、といった点が次の論点となるだろう。これについては、後考を期したい。

ところで、本稿で述べてきた通り、『通典』職官典が監牧制について

余り詳しく語っていないのは事実と見做して良い。そして監牧制に関する叙述は、管見の限り職官典以外の『通典』各典でも殆ど見受けられない。そうであれば、監牧制に関する情報が手薄であるという事は、『通典』全体を貫いているように思われる。一方、監牧制そのものは、唐の馬の管理にとって重要なものであった。要するに、『通典』における叙述量・情報量の多寡と、実際の唐制上の重要度とは、必ずしも一致しないのである。これは『通典』を参照する際に、留意せねばならない点となるだろう。そして、かかる『通典』の「癖」とでも言うべき偏りは、『通典』全体の性格を考える手掛かりになるようにも思われる。これについては、『通典』に叙述されている事と、されていない事とを見比べながら考察する必要があるだろう。今後の課題としたい。

【引用史料書誌情報】 ※句読は小野が改めた場合がある。

『旧唐書』『通典』『元和郡県図志』…中華書局標点本／校点本

『大唐六典』…陳仲夫点校『唐六典』中華書局、一九九二年

『唐会要』…中華書局、一九五五年

『張説之文集』…熊飛校注『張説集校注』中華書局、二〇一三年

『唐国史補』…聶清風校注『唐国史補校注』中華書局、二〇二一年

【附記】本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金（特別研究員奨励費 JP20J01878）及び東アジア文化交流基金二〇二二年度若手研究者研究助成による研究成果の一部である。

注

- (1) 北川俊昭『『通典』編纂始末考』とくにその上献の時期をめぐって(『東洋史研究』五七一一、一九九八年) 参照。
- (2) 『旧唐書』卷一百四十七、杜佑伝
其書(『通典』)大傳於時、禮樂刑政之源、千載如指諸掌、大爲士君子所稱。
- (3) 吳楓『隋唐歴史文献集釈』(中州古籍出版社、一九八七年、九六一—三頁)、黄永年『唐史史料学』(中華書局、二〇一五年、初版二〇〇二年、六一—六九頁) 等参照。
- (4) 石野智大『『通典』郷官条の唐代村落制度記事について—法制史料との関わりを中心に—』(『法史学研究会会報』一九、二〇一五年) 参照。引用は五〇頁。なお、同論文は石野氏の明治大学大学院文学研究科二〇一四年度博士学位請求論文「唐代村落制度の基礎的研究」の第五章「唐代村落制度記事の再検討—『通典』卷三三・郷官条を中心に—」としても、明治大学学術成果リポジトリに公開されている (<http://hdl.handle.net/10291/17498>、二〇二二年十一月十四日最終閲覧)。しかし、単行論文の方は副題の「法制史料との関わりを中心に」に対応するように、『通典』の史料来源の問題が結論的に提示されている(「おわりに」五九—六〇頁)。一方、博士論文の方は「唐代村落制度の基礎的研究」という全体のタイトルと対応するように、第五章の結論は唐代の耆老の位置付けを問い直すものとなっており(一六三—一六四頁)、やや趣を異にしている。併せて参照するべきであろう。
- (5) 私見では、『通典』への研究は、(一)版本研究、(二)杜佑の思想や唐代における史学上の位置付けに関する研究、(三)史料批判的研究の三つに大別されるように思われる。この内、(三)に含まれるのが本文で紹介した諸研究である。
- (一)については、尾崎康「解題 通典北宋版および諸版本について」(尾

崎康ら編『北宋版通典』別巻、汲古書院、一九八一年)が詳細に整理検討を加えているため、それを参照して頂きたい。(二)については、多くの研究があつて本稿で紹介しきれない事柄は不可能であるが、中国における研究については郭天祥「近三十多年來『通典』研究述略(一九七八—二〇一〇)」(『歴史文献研究』三一、二〇一二年)が整理しているので参照されたい。日本における研究については、島一氏によって、『通典』における杜佑の議論について—食貨・刑法を中心として—(初出一九八七年)、『通典』における杜佑らの議論について—食貨・選擧・職官を中心として—(初出一九八七年)、『中唐期の天人論と杜佑の『通典』』(初出一九八八年)、『中唐期における天人論とその背景』(初出一九八九年)、『杜佑の三教観について』(初出一九九四年)、『劉禹錫の「天論」とその周辺』(初出一九九四年)(全て島一『唐代思想史論集』中国藝文研究会、二〇一三年所収)という研究が積み重ねられている。島氏は『通典』を「食貨の充実を前提とする礼楽による教化と刑罰の補助」(前掲『通典』における杜佑の議論について—食貨・刑法を中心として—、二九五頁)を主張する書と位置付け、それを手掛かりに杜佑の思想へアプローチする。また、北川俊昭氏は、精力的に杜佑や『通典』への研究を展開させているが、その研究の眼目は、どちらかと言えば『通典』そのものよりも杜佑や彼の思想に注がれているように感じられる。北川氏の研究については、前掲『『通典』編纂始末考』とくにその上献の時期をめぐって』の他、『通典』「省官議」について(『史観』一三一、一九九四年)、『通典』「職官序小考」上・下(『富山商船高等専門学校研究集録』三〇・三一、一九九七年・一九九八年)、『通典』「礼にみえる説について」上・中・下(『富山商船高等専門学校研究集録』三三・三四・三五、二〇〇〇年・二〇〇一年・二〇〇二年)、『通典』「礼にみえる評について」(『富山商船高等専門学校研究集録』三六、二〇〇三年)、『通典』「礼に見える議の試釈」(『富山商船高等専門学校研究集録』三八、二〇〇五年)、『杜佑の軽重論』(『富山商船高等専門学校研究集録』四〇、二〇〇七年)、『杜

佑の戸口論」(『福井重雅先生古希・退職記念論集 古代東アジアの社会と文化』汲古書院、二〇〇七年)、『通典』職官序試釈』上・下(『富山商船高等専門学校研究集録』四一・四二、二〇〇八年・二〇〇九年)、『杜佑に関する二つの墓誌』(『富山高等専門学校紀要』一、二〇一〇年)、『杜佑列伝考—その人物像をめぐって—』(『明大アジア史論集』一八、二〇一四年)等があるので、併せて参照されたい。

(6) 曾貽芬『通典・食貨典』与正史「食貨志」比較研究(『曾貽芬・崔文印『籍海零拾』中華書局、二〇一〇年、初出一九八一年)参照。

(7) 李錦繡『通典・边防・西戎』「西域」部分序説(『欧亞學刊』七、二〇〇五年)参照。李氏は、杜佑の西戎西域部分における史料の取捨選択の基準は、「窮兵黷武」という杜佑の辺境防衛思想に則るように行われていたと指摘している(一四一頁)。

(8) 前掲注(5)で示した如き諸研究は、(一)に分類されるものであっても、杜佑個人の思想と結びつける傾向が強く、『通典』そのものの性格に対する研究は、まだ検討の余地を多く残しているように感じられる。

(9) 分析の便宜のため、小野が番号を振って区分した。以下、例えば「前掲『通典』①」と記した場合、ここで示した『通典』の①の記事を指すものとする。また、本稿で引用する史料への傍線や()による訓読中の補筆は、全て小野によるものであり、「」は原注である。

ところで、太僕卿条の中には太僕少卿についても言及する部分があるが、逐一、太僕卿条／太僕少卿条と区別して表記するのは煩瑣であるため、議論の便宜上、少卿に関する部分も太僕卿条と一括して表記した。ご諒解頂きたい。

(10) 杜佑が以下に引く「大唐開元十三年隴右監牧頌德碑」そのものを参照したのか、張説も依拠した何らかの記録に取材したのかは断定し難いが、何れにせよ杜佑が同時代史料に目配りをしている事が見て取れよう。

『張説之文集』卷十二、頌、大唐開元十三年隴右監牧頌德碑「奉勅撰」
※傍線部は『通典』と大凡対応する箇所

周禮「校人掌王馬之政、天子十二閑、馬六種。」閑爲一廐、馬二百一十六、應乾之策也。六廐成校、五良一驚、是之謂小備。校有左右、閑成十二、合月之道也。驚馬三良馬之數、凡三千四百五十六、是之謂大備。秦並一海內、六萬騎之國馬、盡歸之帝家、則周制陋矣。漢孝武當文・景儉約之積、雄衛・霍張皇之勢、勒兵塞上、廐馬有四十萬匹。及東漢・魏・晉、國馬陵夷、不可復逮武帝時矣。後魏以胡馬入洛、蹶蹋千里、軍陣之容雖壯、和鸞之儀亦闕。大唐接周・隋亂離之後、承天下征戰之弊、鳩括殘燼、僅得牝牡三千。從赤岸澤徒之隴右、始命太僕張萬歲葺其政焉。而突代載德、纂修其緒、肇自貞觀、成於麟德。四十年間、馬至七十萬六千匹、置八使以董之、設四十八監以掌之。跨隴西・金城・平涼・天水四郡之地、幅員千里、猶爲隘狹、更析八監、布於河曲豐曠之野、乃能容之。於斯之時、天下以一縑易一馬、秦漢之盛、未始聞也。張氏中廢、馬官亂職、或夷狄外攻、或師圍內寇。垂拱之後、二十餘年、潛耗大半、所存蓋寡。開元神武皇帝登大寶、受靈符、水瑞感而河龍出、星精應而天駟下、二年春、帝乃簡心膂善畜之將、卜福祐宜生之長、俾領內外閑廐使焉、即開府霍國公其人也。公名毛仲、姓王氏、開元佐命之元勳、東國亡王之後裔。……元年牧馬二十四萬匹、十三年乃四十三萬匹。初有牛三萬五千頭、是年亦五萬頭。初有羊十一萬二千口、是年乃亦二十八萬六千口。皇帝東巡狩、封岱宗、輦輅既陳、羽衛咸備、大駕百里、煙塵一色。其外又有閑人萬夫、散馬千隊、骨必殊貌、毛不雜群、行如動地、止若屯雲、百蠻震聳、四方拊躍、威懷紛紜、壯觀揮霍。迴衡欽至、朝廷宴樂、上顧謂太僕少卿兼秦州都督監牧都副使張景順曰「吾馬幾何。其蕃育、卿之力也。」對曰「帝之福也、仲之令也、臣何力之有。」因具上其狀、帝用嘉焉。霍公口無伐辭、貌無德色、朝髦岸齒、歆以多之。於是明威將軍行右衛郎將南使梁守忠・忠武將軍行右羽林中郎將西使馮嘉泰・右千年長史北使張知古・左驍衛中郎將兼鹽州刺史鹽州監牧使張景遵・隴州別駕修武縣男東宮監牧衛衡・都使判官果毅齊

琛・總監韋績、及五使長戸三萬一千人僉曰「……」既而大君有命、

舊史書功、吟詠瓌奇、篆刻金石。秦汧涉涉、尚想非子之風。魯野區區、猶傳史克之頌。試從此而觀彼、夫何足以言哉。頌曰、(以下略)

(11) 郁賢皓・胡可先(胡可先增訂)『唐九卿考(增訂本)』(鳳凰出版社、二〇〇二年、初版二〇〇三年)、一五一一―一六頁参照。

(12) ここで気にかかるのが、『唐会要』と『旧唐書』との日付の食い違いである。しかし、現時点の筆者にこの問題を追及する準備はない。本稿では、一先ず『通典』が神龍年間における太常少卿の定員数変更の記事のみを採用し、『大唐六典』に見える貞観年間の定員変更については取り上げなかった事実のみを、指摘しておきたい。

(13) 池田温「中国律令と官人機構」(仁井田陞博士追悼論文集第一巻 前近代アジアの法と社会)勁草書房、一九六七年、一五六頁)参照。

(14) 監牧を含めた唐の馬政については、馬俊民・王世平『唐代馬政』(五南圖書出版公司、一九九五年)が体系的且つ網羅的な研究を行っている。また、唐における馬政の概観は、宋常廉「唐代的馬政」上/下(『大陸雜誌』二九一―二九二、共に一九六四年)、横山貞裕「唐代的馬政」

(『国士館大学人文学会紀要』三、一九七一年)、齋藤勝「唐代の馬政と牧地」(『日中文化研究』一四、一九九九年)等も参照。加えて、唐には厩牧令があり、それに基づいた唐の馬政については、天聖令等に基づいた復元研究が進展している。しかし、本稿の検討する太僕寺等の官署レベルにおける監牧体制の問題について言えば、あまり深く関係しないため、唐令関連の研究史整理については省略に従う。

(15) 例えば、仁井田陞「唐令拾遺探摺資料に就いて」(『唐令拾遺』東京大学出版会、一九六四年復刻、初版一九三三年)に、「通典は、その成つた當時の現行法たる開元二十五年令に據る所の多かつたことは見易き理であり、通典に同年度令を列擧するものも頗る多い」(同氏「唐令拾遺探摺資料に就いて」(六六頁)とある如くである。

(16) 寧志新「隋唐使職制度研究(農牧工商編)」(中華書局、二〇〇五年、一

七五頁)参照。

(17) 前掲寧志新「隋唐使職制度研究(農牧工商編)」(二七一―一八七頁)参照。

(18) 前掲馬俊民・王世平『唐代馬政』(三〇頁)参照。なお、『唐会要』巻十六、郡牧使条に、
儀鳳三年十月、太僕少卿李思文檢校隴右諸牧監使、自茲始有使號。

とあり、監牧に関する使職の始まりは儀鳳三(六七八)年とされ、前掲『通典』⑤にも同様の内容が見られる。そして、前掲寧志新「隋唐使職制度研究(農牧工商編)」も儀鳳三年を監牧に関する使職の始点と論じている(一七二頁)。そうであれば、そもそも麟徳年間(六四四―六四五年)に見える「使」とは一体如何なる使職なのかという問題が浮上しよう。また、本文で後掲する『元和郡県圖志』巻三、関内道三、原州条には、貞観年間から監牧使が存在したかのような記述がある。この点については、唐代政治制度史に深く関わる問題であって、『通典』の叙述内容を検討する本稿の主題を大きく外れるため、問題の指摘に止めておく。

(19) かかる馬の損耗や、それ以後の馬の増加については、唐長孺『唐書兵志箋正』巻四(『唐長孺文集』五、中華書局、二〇一一年、初版一九五七年)、前掲宋常廉「唐代的馬政」上/下、前掲横山貞裕「唐代の馬政」、前掲齋藤勝「唐代の馬政と牧地」等によつて、突厥第二可汗国出現等のその時々々の政治情勢とも関連させながら検討されている。併せて参照されたい。

(20) 本文に引いた『大唐六典』の注には総計で六使があるものの、そこで管轄される監牧の数の総計が六十五に届かないため、或いは脱誤があるのかもしれない。ためにここから使の数を導く事は難しいかもしれないが、六十五という本文の記す監牧の数については依拠しても問題ないであろう。

(21) 李錦繡「唐代制度史略論稿」(中国政法大學出版社、一九九八年、三三

五頁)参照。

(22) 前掲唐長孺『唐書兵志箋正』卷四(一二六頁)参照。

(23) 前掲『通典』②については、直接に対応する文言はないものの『大唐六典』卷十七、太僕寺、乘黃署条に五輅の事が述べられており、開元時点において太僕の管轄下に五輅があった事は疑いない。『通典』は乘黃署条で五輅に言及しないから、或いはそのために太僕卿条の方へ記述を持ってきたのであろうか。

次いで、前掲『通典』③については、『大唐六典』卷十七、太僕寺条に、太僕卿之職、掌邦國廐牧・車輿之政令、總乘黃・典廐・典牧・車府四署及諸監・牧之官屬、少卿爲之貳。

とあって、太僕寺の管轄官署が開元の制度と『通典』の叙述とで一致する事が分かる。斯く前掲『通典』②③の内容が、大凡『大唐六典』と矛盾しない点から見ても、これらは開元の頃の制度だと見て、大きな問題はないだろう。

(24) 前掲石野智大『通典』郷官条の唐代村落制度記事について―法制史料との関わりを中心に―(五〇頁)参照。

(25) 『通典』卷二十三、職官典五、尚書兵部、駕部郎中条

駕部郎中一人。「周禮夏官之屬有輿司馬、又有校人、主馬之官、又有牧師、掌牧放、又有巾車、掌公車之政及王之五輅、此皆駕部之本也。魏晉尚書有駕部郎。宋時駕部屬左民尚書。齊亦有之。後魏與北齊並曰駕部郎中。後周有駕部中大夫、屬夏官。隋初爲駕部侍郎、屬兵部。隋辛公義爲駕部侍郎、勾檢馬牧、所獲十餘萬疋。文帝喜曰「唯我公義、奉國竭忠。」煬帝除侍字。武德三年、加中字。龍朔二年、改爲司輿大夫、咸亨初復舊。天寶中、改駕部爲司駕、至德初復舊。掌輿輦・車乘・郵驛・廐牧、司牛馬驢騾、闡遺雜畜。開元十八年閏六月勅「比來給傳使人、爲無傳馬、事頗勞煩。自今以後、應乘傳者、宜給紙券。」二十三年十月勅「新給都督・刺史並關三官州上佐、並給驛發遣。」二十八年六月勅「有陸驛處、得置水驛。」自二十年以後、常置館驛使、以他官爲之。」

(26) 前掲横山貞裕「唐代の馬政」、前掲齋藤勝「唐代の馬政と牧地」等参照。

(27) 杜佑の出任年代やその詳細については、李之勤『杜佑年譜新編』(三秦出版社、二〇一四年、四九―五三頁)を参照。

(28) 林美希「廐馬と馬印―馬の中央上納システム―」(同「唐代前期北衙禁軍研究」汲古書院、二〇二〇年、初出二〇一四年)参照。

(29) 内藤乾吉「唐六典の行用に就いて」(同「中国法制史考証」有斐閣、一九六三年、初出一九三六年)は、杜佑が『大唐六典』を参照して『通典』を編纂した事を指摘している(七八頁)。

(30) 何故、杜佑は馬政にそれ程注目しなかったのかという問題の検討のためには、『通典』全体に亘って馬に関わる叙述を点検し、且つ杜佑本人の政治的立場・思想を検討する必要があるだろう。それを追求するゆとりは本稿に無いため、後考を期したい。

(31) 或いは杜佑の個人的な資質の問題もあるかもしれない。それと言うのも、夙に嚴耕望「論唐代尚書省之職權与地位」(『嚴耕望史學論文集』上、上海古籍出版社、二〇〇九年、初出一九五二年)は、『唐国史補』卷下の、

大曆已後、專學者有蔡廣成『周易』、強蒙『論語』、啖助・趙匡・陸質『春秋』、施士丐『毛詩』、刁彝・仲子陵・韋彤・裴蒞講『禮』、章廷圭・薛伯高・徐潤並通經。其餘、地理則賈僕射、兵賦則杜太保、故事則蘇冕・蔣乂、曆算則董和「名嫌靈宗廟諱」、天文則徐澤、氏族則林寶。

という記事を引きつつ、杜佑の制度に関する知識不足を指摘しているからである(三一〇―三二二頁)。もし、かかる杜佑本人の制度史への知識不足が、本稿で指摘した如き馬政の情報量の手薄さに影響しているのであれば、そもそも職官典全体における叙述内容の再検討も必要となるのではないか。この点については、職官典全体を見据えた検討が必要となるだろう。今後の課題としたい。